

成長産業発注開拓コーディネーター設置業務委託契約書

公益財団法人やまなし産業支援機構（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、成長産業発注開拓コーディネーター設置業務について、次のとおり委託契約を締結する。

（委託の内容）

第1条 甲は、次に掲げる業務（以下「委託業務」という。）の実施を乙に委託し、乙はこれを受託する。

- （1） 委託業務の名称：成長産業発注開拓コーディネーター設置業務
- （2） 委託業務の内容：別添「成長産業発注開拓コーディネーター設置業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）による。

（委託期間）

第2条 この契約による委託期間は、契約締結の日から令和9年3月31日までとする。

（委託料）

第3条 甲が、委託業務に要する経費として乙に支払う金額（以下「委託料」という。）は
金 円（以下「委託料限度額」という。）（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額金 円。）を限度とする。

（契約保証金）

第4条 甲は、乙が納付すべき契約保証金を山梨県財務規則（昭和39年山梨県規則第11号）第109条の2第1項第7号の規定により免除する。

（実施方法）

第5条 乙は、この契約に定める事項及び甲が必要に応じて指示する事項を遵守の上、委託業務を実施するものとする。

（再委託の禁止）

第6条 乙は、委託業務の実施を自ら行うものとし、他の者にその実施を再委託することができない。ただし、事前に甲の了解を得たものについては、その限りではない。

2 乙は、前項ただし書の規定により他の者に委託業務の処理を委託し、又は請け負わせたときは、その者に対し、第15条及び第16条の規定に準じた秘密の保持及び個人情報の保護に関する必要な措置を講じさせなければならない。

3 乙が第1項ただし書の規定により他の者に委託業務の処理を委託し、又は請け負わせたときは、当該委託業務に係る他の者の行為は、乙の行為とみなす。

（権利義務の譲渡の禁止）

第7条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

（業務完了報告および検査）

第8条 乙は、委託業務が終了したときは、委託業務完了日までに仕様書に基づく報告書等を甲に提出し、甲の命じた職員の検査を受けなければならない。

2 甲は、委託業務が仕様書に示すものに適合していないと認める時は、期日を定めて業務の手直しをさせることができる。この場合の費用は、乙の負担とする。

3 甲は、別紙仕様書5に定める成果指標に基づき、委託料の支払額を確定し、これを乙に通知するものとし、この通知をもって、受託者は、検査に合格したものとする。

(委託料の支払い)

第9条 委託料は、業務完了報告書提出後、乙の適法な支払請求書を受理した日から、30日以内に支払うものとする。ただし、必要があると認められる経費については、概算払いをすることができる。

(支払遅延に対する遅延利息)

第10条 甲が約定の支払期日までに契約金を支払わない場合は、甲は、乙に対して遅延利息を支払うものとする。

2 前項の遅延利息の額は、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定により計算した金額とし、その端数計算については同条第2項の規定による。

(契約の解除等)

第11条 甲は、次の各号のいずれかの事情が生じたときは、催告なしにこの契約を解除することができる。

(1) 乙が、期限内に契約を履行しなかったとき、又は履行する見込みがないと甲が判断したとき。

(2) 乙が、契約の締結又は履行に当たり不正な行為をしたことが判明したとき。

(3) 乙について破産の申立又は銀行取引の停止があったとき。

(4) 前各号のほか、乙がこの契約に基づく義務に違反し、あるいは甲の指示に従わなかったとき。

(5) 乙について自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれかに該当する者であることが判明したとき、又は次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していることが判明したとき。

ア 暴力団 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

イ 暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)

ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどした者

エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持・運営に協力し、又は関与している者

オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が上記アからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結した者

2 前項の規定により契約の解除があったときは、乙は、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に払わなければならない。

3 契約の解除によって生じた損害については、甲はその責めを負わないものとする。

(契約解除に伴う措置)

第12条 この契約を解除した場合において、履行部分があるときは、甲は当該履行部分を検査の

上、相当と認める額を乙に支払わなければならない。

(事故等の処理)

第13条 乙は、業務の遂行に重大な支障をきたし、又はきたすおそれがある事故等が発生した場合は、速やかにその旨を甲に報告し、指示を受けなければならない。

(賠償義務)

第14条 乙は、その責めに帰すべき理由により、業務の実施に関し、甲又は第三者に損害を与えたときは、速やかにその旨を甲に報告し、指示を受けなければならない。

(秘密の保持)

第15条 乙は、委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。委託期間が終了し、又は契約が解除された後においても同様とする。

(個人情報の保護)

第16条 乙は、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(契約の費用)

第17条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(信義則)

第18条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

(疑義等の決定)

第19条 この契約に定めのない事項については、山梨県財務規則（昭和39年山梨県規則第11号）の定めるところによるものとする。

(協議事項)

第20条 この契約に関し、疑義が生じたときは、甲と乙が協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和8年 月 日

甲 山梨県甲府市大津町2192番8号
公益財団法人やまなし産業支援機構
理事長 山本 盛次

乙